平成２２年（フ）第２２１９号
横浜市旭区柏町86番地６　ことぶき荘201
債務者　青木　　均
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７５１号
横浜市戸塚区矢部町1957番地１　サングレイス戸塚スカイガーデン705号
債務者　熊野　有希
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１号
岡山市南区浦安本町74番地５　２Ｆ、前住所岡山市南区浜野四丁目15番29―306号
債務者　磯部　　彰
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９７号
岡山市南区当新田490番地１　市営住宅52―9
債務者　阿部　政恵
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５７号
岡山市中区国富814番地１　３
債務者　南　　正恵
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７２号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目10番83号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９４号
岡山市北区下伊福２丁目１番18号　コーポタンポポ101
債務者　衛　　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６３２号
東京都足立区東和２丁目６―７―201
債務者　川島　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６７０号
東京都八王子市館町1097―３―10―101
債務者　久保　泰朗
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６７１号
東京都八王子市高尾町1193―４
債務者　堀越　友香
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６７２号
東京都八王子市滝山町２丁目362―１―211
債務者　和田　洋之
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６８０号
神奈川県大和市中央３丁目27―205
債務者　平賀　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０８号
埼玉県蓮田市大字南新宿962―５―102
債務者　木下　良雄
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０９号
東京都江戸川区江戸川１丁目10―121
債務者　五十嵐富美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３３号
東京都北区王子３丁目23―７―102
債務者　尾崎　守康
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３６号
千葉県木更津市畑沢南５―20―８―101、住民票上の住所千葉県木更津市太田２丁目14―13
債務者　重田　　寛
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部